



日 乗 連 ニ ュ ー ス

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2003.10.29 No. 27 - 13

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

10月15日 706便事故第18回公判 **詳報** その3

事故調査委員会委員 加藤 晋証人 に対する 弁護側尋問(続き)と証言から (要旨抜粋) 事故報告書証拠採用に至る審理の経緯

事故調査委員会委員 加藤 晋氏に対する第18回公判に於ける午前に続く弁護側尋問、及び事故報告書証拠採用に至る審理の経緯の詳報です。以下の内容は、機長組合の要約録取です。正式には、後日裁判所よりの公判記録を参照して下さい。

弁護側尋問(午前の続き)

➤ 国際民間航空条約について(午前の尋問関連)

弁護人: 午前の尋問の中で証言が分らなかったところがあるので主旨を確認したい、Annex13の5.12条にa~eまであって、これらの記録を使うことに制限が設けられているが、その中でaは口述とあり、今日議論されている事故調査報告書の中で口述という意味では運航乗務員や客室乗務員の接見記録があるか?

証人: ある。

弁護人: これは5.12条の後半の記載(事故またはインシデント調査以外の目的に利用してはならない)に則って、採録されたものではないか?

証人: そうだ。

弁護人: (午前の)弁護人からの尋問に「刑事裁判に使用されると調査に悪影響を及ぼす」との答えがあったが、これは「開示されていないものを利用されると」ということか?

証人: そうだ。

弁護人: 証人の考えでは報告書に何を含めるかということと、開示するという事は違うというように聞こえるが、刑事裁判を念頭に置いた開示というのはどういうことを指すのか?

裁判長: 質問の意味がよく分からないので聞き方を変えるように。

弁護人: 証人が「刑事裁判に利用されると不都合だ」というのは、どのような場合を指すのか?

証人: 不都合かどうかその時点でにわかに判断するのは難しい。過去、報告書を裁判に使われた事例がないので判断は出来ない。

弁護人: 事故調査委員会発足以降ないということか?

証人: はい。

弁護人: 5.12条については下の項目について言っているのであって、事故調査報告書として公



表されたものについてではないと言われたが、もう一度 5.12 条を黙読していただいて何か考えるところはないか？

証人：これに沿った精神でやっている。これを受けて設置法でも委員会が情報提供を受ける為の処分について規定されている。

弁護士：事故調査報告書が刑事裁判に利用されることについてお考えは？

証人：申し上げられない。

弁護士：5.12 条の a はすべての口述が含まれると考えるが、報告書の中には少なくとも機長・副操縦士・客室乗務員の口述が載っている。将来の事故調査に及ぼす悪影響よりも重要と司法当局に認定された場合を除いては目的以外に利用してはならないとされているが、この対象としてはこうした口述は含まれるのではないか？

証人：報告書には含まれている。事故調査以外に使ってはいけない。

弁護士：口述が含まれているのだから報告書として公表されていても目的外に使ってはいけないのではないか？

証人：それは 5.12 条の解釈だと思うが、その解釈権は外務省にあるので私は言う立場にない。

弁護士：それでは国際民間条約付属書についての解釈権がないので、証言としては適切ではないということか？

証人：はい。

➤ 鑑定嘱託について

弁護士：検 55 号証、鑑定嘱託依頼書を示す。証人はこれを見たことはあるか？

証人：謄本の方は見た事がある。

弁護士：いつ頃どういう機会か？

証人：そんなに昔ではない。はっきり覚えていない。

弁護士：証人に決まった後か？

証人：その前かもしれないし、後かもしれない。はっきり覚えていない。

弁護士：委員に任命された平成 10 年 2 月頃ではないか？

証人：委員に任命されて直ぐには見ていない。

弁護士：平成 9 年 10 月に愛知県名古屋空港警察署から鑑定嘱託依頼書がでていたとの認識は？

証人：鑑定嘱託制度は知っていた。

弁護士：でも、実際に出ているとは知らなかった？

証人：そうだ。

弁護士：委員会の中で話は出たか？

証人：なかった。

弁護士：事故調査委員会では設置法に基づいて調査を行ったということか？

証人：そうだ。

弁護士：次に検甲 56 号証について聞く。これは先の依頼書に対する回答ということだが、証人は記憶があるか？

証人：見た事がある。

弁護士：平成 11 年 12 月 14 日の日付けだが、いつ頃見たか？

証人：回答そのものは総務が出すが、これについて委員会で稟議をするので、その時に見たのではないかと思う。定かではない。

弁護人：総務課長名で出している。回答する時、内部規則では誰が出すことになっているのか？
決済規定はあるのか？

証人：多分あると思う。

弁護人：これは総務課長が出す文書ということか？

証人：委員で稟議して出す。

弁護人：決裁者は？

証人：正確に覚えていない。

弁護人：決済規定では委員長か事務局長か？

証人：分からない。

弁護人：回答書を出す時、委員会での議論はあったのか？

証人：なかったと思う。

弁護人：規定に基づいて出たものということなのだろうが、平成11年12月の中頃見たというが、
内容について当時内容全体を見られたか？

証人：回答文としては見たと思う。

弁護人：この内容だが平成9年の検55号証の鑑定囑託依頼書に対して、「事故調査委員会設置
法に基づき航空事故調査報告書を取りまとめた」あるがどういう意味か？

証人：囑託鑑定依頼があり、事故調査報告書で回答するということだ。

弁護人：設置法に基づいて報告書を作ったので送りますということか？

証人：はい。

弁護人：回答書に「本報告書は、同条の規定により運輸大臣に提出した後に公表することとして
おりますので、公表までの間は取扱いにご配慮をお願いします。」とあるが、その意味合
いは何か？

証人：文書のとおりだ。公表するまで日時の調整があるので公表はしないでいただきたいとい
うことだ。

弁護人：公表前に提出したのは何か意味があるのか？

証人：暫く時間が経っていたので公表前でも提出することにした。深い意味はない。

弁護人：公表前なので公表しないでくれということか？

証人：勝手に公表されては困るということだ。

弁護人：回答に付けられて提出されたものと平成11年12月の大臣へ提出された報告書に差異は
あるか？

証人：まったく同じものだ。大臣の予定もあるので、大臣に渡してから公表に至るまで時間の調
整が難しい事情がある。

弁護人：大臣に渡るより早く公表されては困るということだな？

証人：そうだ。

弁護人：報告書には国際民間航空条約第13付属書及び航空事故調査委員会設置法20条に基づき
とあるが。

証人：そうだ。

弁護士：囑託依頼書の回答に付けたものはここに印があるか？

証人：ない。

弁護士：大臣へ提出したものには？

証人：あると思う。

弁護士：公表するものには？

証人：ない。

弁護士：回答に付けたのは公表したものと同じものということだな？

証人：そうだ。

弁護士：印をしていないものを出したのは？

証人：あくまで公表する報告書を提出することにしたということだ。公表するものに印はない。

弁護士：回答に報告書を添付することについて、法律上の根拠や他省庁との約束は何かあったか？

証人：警察庁との覚書の中に報告書を添付と書かれているかどうか記憶がない。

弁護士：その事は余り考慮しなかったのか？

証人：公表する報告書をもって回答するという事だったので。

弁護士：回答することの法的な意味は？

証人：法的にはよく分からないが、回答ですから表書きを付けて提出した。

弁護士：私が下さいと言ったら、この回答をもらえるのか？

証人：はい。

弁護士：そういう意味で愛知県名古屋空港警察署から依頼があったので、回答をつけたのか？

証人：囑託依頼なので、一般の人で希望した方に差し上げるのとはちょっと意味が違う。

弁護士：平成9年10月31日の鑑定囑託依頼は誰宛になされたのか？

証人：委員長宛になされた。

弁護士：相原委員長が事故報告書を出し、回答をしていない事の意味は？

証人：文書の送付は総務課長が行うということだ。

弁護士：送付は課長の権限か？

証人：そうだ。規則による。

弁護士：鑑定囑託に対して、事故報告書が添付された例はないのか？

証人：私の記憶にはない。

弁護士：報告書が刑事裁判の証拠として採用されたことはないか？

証人：ない。

弁護士：設置法15条5項「第2項又は第3項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。」は知っているか？

証人：知っている。

弁護士：そのことをどう受け止めているのか？

証人：報告の聴取、物件の立ち入り検査、関係者への質問は犯罪の捜査のためではないと理解している。

弁護士：犯罪捜査のために用いられることについてはどう考えられるのか？

証人：報告書は公表されている。誰でも見る事が出来る。これをどう使うかは使う人の判断である。それについて言及する立場にない。

弁護士：囑託鑑定への回答も同じ意味か？

証人：はい。

< 検察側の追加尋問 >

検察：DFDR、ADAS について確認するが、DFDR、ADAS の飛行記録装置は警察が押収しそれを囑託鑑定依頼の資料として解析するものか？

証人：はい。

< 弁護側の追加尋問 >

弁護士：ADAS は航空会社が保管しているものだが、調査に於ける DFDR と ADAS の併用は他の国でもやっているとの証言だったが、何処の国でやられているのか？

証人：正確に何処の国かの記憶はない。

< 裁判官からの質問 >

裁判官：事故報告書作成するにあたって主管調査官と組んだメンバーは何名か？

証人：言いたくない。報告書に書いてあると思う。

裁判官：現在は 22 名。当時 15～16 名とあるが全員ではないのか？

証人：現在は 22 名だが、事故はたくさん発生しており、1つの事故に 3 人とか割り振っていく。全員であたっていない。大きな事故なら人数は多くなる。

裁判官：報告書の手直しは添削のようなものと言っていたが、全員が集まってやるのか？

証人：合議制なので全員が集まってやる。

裁判官：どのくらいの頻度で会議をするのか？

証人：当時は 2 週間に 1 回で、最近は毎週行っている。

裁判官：会議には主管調査官以外に調査官も出席するのか？

証人：同席する。

裁判官：報告書には調査資料の中で結論に必要なものだけを記載したということか？

証人：はい。

裁判官：他にたくさんの資料があるが、条約にあるように開示はしていないということか？

証人：はい。

(14 : 20 から 15 時まで休憩。その間、裁判官、検察官、弁護人で進行協議が行われた)

裁判官：事故調査報告書の作成については主尋問の範囲で弁護側の反対尋問が終わるが、内容の信用性について弁護人は加藤証人に尋問することもあるということか？

弁護士：はい。

裁判官：検察官も報告書の真正作成についてはこれで一区切りということでしょうか？

検察官：はい。検甲 57 号証 (注 : 706 便事故調査報告書) を刑事訴訟法 321 条 4 項書面として申請する。

裁判官：弁護人の意見は？

弁護人：既に2回に亘り、公判で詳細に意見陳述している。

裁判長：異議があるということだな。

弁護人：そうだ。

裁判長：検甲 57 号証を刑事訴訟法 321 条 4 項書面として採用する。

弁護人：異議を申し立てる。事故調査報告書を鑑定書とする刑事訴訟法 321 条 4 項の解釈は誤りである。これは国際民間航空条約第 13 付属書、航空法、航空事故調査委員会設置法、更には憲法 38 条、98 条に違反するものである。

検察官：弁護人の異議を棄却していただきたい。

裁判長：弁護人の異議には理由がない。棄却する。検察は、証拠の要旨の説明を。

～ここで検察官が、刑事訴訟法 321 条 4 項に準ずる鑑定書として採用された

「JAL706 便事故調査報告書」の概要（含む P-43 の原因の項全文）を読み上げ、
裁判所に証拠として提出した。～

裁判長：弁護人としては加藤さんを証人として申請して、事故調査報告書の内容の信用性を争う予定か？

弁護人：事故調査報告書の内容に関して加藤証人を弁護側証人として申請する。併せて今後新たに事故調査報告書の内容に関する 2 名の弁護側証人の申請を行う予定である。

検察官：加藤さんについては事故調査報告書の内容について尋問したい。相互申請とする。

弁護人：加藤氏の証人申請書を提出する。事故調査委員会は、証人申請をしないと尋問 TEST に応じないと言っており、早急に証人として採用して欲しい。

検察官：加藤氏の証人申請は期日外に行う。

裁判長：事故調査報告書の作成に関する加藤証人に対する尋問は終了する。本日は報告書の作成に関してだけの尋問で、事故調査報告書の内容について、検察、弁護双方から証人申請があり、採用する。報告書の内容について双方尋問の予定をしてください。次回は 10 月 27 日午前 10 時から加藤さんの尋問を行う。

= 事故調査報告書の作成に関する尋問了

第 19 回公判 03 年 10 月 27 日(水)10 時～

**事故調査委員会委員 加藤 晋証人に対する
検察官・弁護側尋問
(事故調査報告書の内容について)**

第 20 回公判 03 年 11 月 17 日(月)10 時～

**事故調査委員会委員 加藤 晋証人に対する
検察官・弁護側尋問
(弁護側尋問続き・検察追加尋問)**